

大井町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対して就学援助を行い、もって義務教育の円滑な運営を図ることを目的とする。

(援助費交付対象者)

第2条 援助費の交付を受けることができる者は、本町内に居住し、本町立の小学校若しくは中学校に在学する児童・生徒又は次年度に入学を予定している児童・生徒（以下「入学予定者」という。）の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者（以下「要保護者」という。）
- (2) 前号に掲げる者のほか、基準に適合していると教育委員会が認める者（以下「準要保護者」という。）

(保護者への通知)

第3条 教育委員会は、町広報及び町ホームページに案内を掲載し、校長に案内の配布を依頼し、周知を図る。

(申請)

第4条 援助費の交付を受けようとする者は、就学援助費交付申請書兼世帯票（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、入学予定者の保護者については、当該年度の12月末までに申請するものとする。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請があつた場合は、その内容を審査し、就学援助費の額、就学援助費の交付の適否を認定し、その結果を申請者に通知しなければならない。

2 第2条第2項に規定する準要保護者は、原則として次のいずれかに該当する者で、かつ、全同居者の前年の収入から算出した額が当該年度の生活保護基準より算出した年間生活費の1.5倍以下の場合に適合しているものと認める。

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
- (イ) 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- (ウ) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- (エ) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の免税
- (オ) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
- (カ) 国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- (キ) 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- (ク) 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
- (ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付け
- (コ) 上記（ア）から（ケ）までに該当しないが、経済的に児童生徒が就学困難であると認められる者

前年の収入から算出した額

前年の収入（給与収入以外の収入は、所得を給与収入に換算。ただし、雑所得は所得額とする。）－（社会保険料控除額＋所得税の生命保険料控除額）＝ A

生活保護基準額より算出した年間生活費

（生活扶助第1類基準額＋生活扶助第2類基準額（冬季加算額を含む。）＋住宅扶助＋教育扶助＋母子加算）×1.5 = B

A≤B・・・認定 A>B・・・否認定

- 3 教育委員会は認定にあたり、校長及び民生委員児童委員に意見書の提出を求め、認定の参考とする。ただし、第2条第1項に規定する要保護者及び入学予定者の審査にあたっては意見書の提出は求めない。
- 4 世帯の収入及び年間生活費を算出する際は、世帯分離の有無にかかわらず、同居をしている全ての者により計算する。
- 5 収入については、児童扶養手当・児童手当等を含む。
- 6 社会的情勢の変化その他特別の事情があると認められる場合には、教育長の判断により、前各項の基準によらず認定を行うことができる。

（認定日）

第6条 原則として、申請のあつた月の翌月の1日とする。ただし、年度当初の申請者で、教育委員会が別に定めた期日までに申請をした者については、4月1日を認定日とする。

（援助の費目）

第7条 就学援助費の費目及び費目に応じた支給対象者は、別表に定めるとおりとする。ただし、入学前に入学準備金として新入学児童生徒学用品・通学用品費を受給した者については、入学後の新入学児童生徒学用品・通学用品費は支給しない。

（援助費の額）

第8条 援助費の額は毎年度、国が認める就学援助費に係る補助基準額より算出した額とする。

（給付の期間）

第9条 認定日から同年度の3月末までとする。

（給付の時期）

第10条 9月末と3月末の2回に分けて支給する。ただし、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（入学準備金）は2月末に支給する。

（援助費の支給方法）

第11条 保護者から申請があつた銀行等口座へ振込を行う。ただし、給食費等の滞納がある世帯については、校長へ支給額全てを渡し、滞納額を差引いた額を保護者へ校長から給付する。

(援助の中止)

第12条 就学援助の受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、就学援助を中止する。

- (1) 本町に居住しなくなったとき
- (2) 本町立学校に児童・生徒が在籍しなくなったとき
- (3) その他の理由により、援助を中止することが特に適当であると認められるとき

(返還)

第13条 受給者は、偽りその他の不正な手段により就学援助費の給付を受けたとき、又は、入学準備金の給付を受けた場合で、その給付の対象となった児童・生徒が本町立の小学校若しくは中学校に入学しなかったときは、それを教育委員会に返還するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

平成21年3月31日改訂

平成26年8月19日改訂

令和元年9月27日改訂

令和3年2月18日改訂

令和5年3月27日改訂

令和5年4月1日改訂

令和8年1月22日改訂

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別 表

支給費目	支給対象者
新入学児童生徒 学用品・通学用 品購入費	【準要保護者】 ・次年度入学予定の児童及び生徒分を定額で支給。
	【準要保護者】 ・当該年度に入学した児童及び生徒分を定額で支給。 ・前年度に入学準備金として新入学児童生徒学用品・ 通学用品費を受給した場合は支給しない。
学用品・通学用品購入費	【準要保護者】 ・小学校及び中学校在籍児童生徒分を定額で支給。
校外活動等参加費(宿泊を伴 わないもの)	【準要保護者】 ・小学校及び中学校在籍児童生徒分を実費に応じて限 度額の範囲内で支給。
修学旅行費	【要保護者】【準要保護者】 ・小学校及び中学校最終学年に在籍する児童生徒分を 実費に応じて限度額の範囲内で支給。
学校給食費	【準要保護者】 ・小学校及び中学校在籍児童生徒分を実費に応じて限 度額の範囲内で支給。

備考 要保護者が生活保護費の中で教育扶助を受けていない場合は、修学旅行費以外の費目
も支給することができる。